

埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)原案への意見・質問と県の考え方 (第1回運協分)

資料2-1

番号	ページ	章	項目	意見・質問	県の考え方
1	P6	2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	(2)財政収支の改善に係る基本的な考え方 「市町村国保財政運営及び県国保特別会計の基本的な考え方」	保険税水準の統一について、国の策定要領ではいつまでとは書いていないが、なぜ埼玉県として令和9年度までという形で決めたのか。	保険税水準統一については、保険税率が急に上がる等、激変がないよう段階的に計画的に進める必要があると考えており、市町村と丁寧な議論を重ねた結果、次期方針案に目標年度を記載させていただいたものです。
2	P6	2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	(2)財政収支の改善に係る基本的な考え方 「市町村国保財政運営及び県国保特別会計の基本的な考え方」	財政収支の改善には、適正な保険税率の設定、医療費の適正化、収納率の向上の3本柱が必要だが、この項目には収納率の向上が抜けている。	項目②に、収納率の向上に取り組む旨の記載を追加します。 <修正案> ②納付金や国保事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定するとともに、収納率の向上に取り組み、目標とする収納額を確保する。
3	P11	3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法	(2)保険税水準の統一について 「統一の進め方」	③完全統一についても、目標年次を明示して、県が主導して統一に取り組むべき。国が目標年次を明示しないのは、大阪など先進例があるからで、むしろ各県早めに取り組みというメッセージではないかと考える。	完全統一に向けては収納率格差を縮小することが条件となるが、他の項目が「判断」により統一可能な一方で、収納率は「結果」として出てくる数値であることから現時点で明確な期限を設定することは難しいと考えたものです。 逆に、今後市町村の取組が進めば、準統一の目標年度である令和9年度に完全統一を実現することも考えられます。いずれにおいても、引き続き市町村と協議していくとともに、必要に応じて目標の見直しは行ってまいります。 なお、③完全統一の文言を以下のとおり修正します。 <修正案> 「…完全統一を実現させることを目指します。」を「…完全統一を実現します。」に改める。
4	P16	3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法	(5)標準保健税率の算定方法 「賦課限度額」	令和6年度に全ての市町村で一期遅れの法定限度額を目指すところがあるが、本来目指すところは賦課年度の法定限度額であり、例えば、令和6年度の賦課限度額は一期遅れの法定限度額でいいという誤ったメッセージを送ることにならないか。	一期遅れの法定限度額を目指すという文言は、現状で一期遅れの法定限度額に達していない市町村を念頭に記載したものです。 これらの市町村には、賦課年度の法定限度額を目指して、今後、運営方針を根拠として議会と丁寧な調整を重ねていただく必要があり、そのためには十分な期間を確保する一方で計画的、段階的な引上げを行う必要があることから、令和6年度におけるステップを明記することとしたものです。 しかし、御指摘いただいたように、誤ったニュアンスで解釈される余地があるため、令和6年度に一期遅れの法定限度額を目指すという文言を削除します。 <修正案> ・保険税水準の統一に向けては、遅くとも準統一の目標年度である令和9年度には全ての市町村で賦課年度の法定限度額となることを目指します。

番号	ページ	章	項目	意見・質問	県の考え方
5	P34	7 市町村が担う事務の 広域的及び効率的な運 営	(1)事務の標準化 ④目標達成に向けた取 組	将来の保険税水準の統一に向けて、一部負担金、保険税の減免の基準の在り方について現状や課題を整理するとあるが、減免について、市町村ごとに非常にばらつきがあって機能していないと 思っているが、見解を伺いたい。	税の減免と一部負担金の減免につきましては、各市町村が 各々の条例に基づいて被保険者の状況を細やかに聞きながら、 被保険者の個別の事情に応じて対応しているものと認識してい ます。